

号外第3 (平成31年3月29日発行)	発行日 5日、15日、25日
<h1>横 浜 市 報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区港町1丁目1番地

目 次

頁

**【規則】**

△	横浜市都市整備局綱島駅東口周辺開発事務所規則【総務局人事課】	3
△	横浜市事務分掌規則等の一部を改正する規則【総務局人事課】	6
△	横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例施行規則の一部を改正する規則【総務局行政・情報マネジメント課】	18
△	横浜市スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則【市民局スポーツ振興課】	20
△	災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則【健康福祉局福祉保健課】	21
△	横浜市老人福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則【健康福祉局高齢施設課】	24
△	横浜市保健所長委任規則の一部を改正する規則【健康福祉局医療安全課】	25
△	横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則【環境創造局環境管理課】	26
△	横浜市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則【建築局市営住宅課】	50
△	横浜市予算、決算及び金銭会計規則の一部を改正する規則【会計室会計管理課】	51
△	横浜市都市整備局金沢八景駅東口開発事務所規則を廃止する規則【総務局人事課】	53

**【告示】**

△	市役所、区役所及び事業所の開庁時間の一部改正【総務局行政・情報マネジメント課】	54
△	公印の新調及び廃止【総務局行政・情報マネジメント課】	55
△	低炭素電気の普及の促進に関する指針【環境創造局環境管理課】	57
△	夜間における営業に係る騒音の防止に関する指針【環境創造局環境管理課】	61
△	環境への負荷の低減に関する指針（事業所の配慮すべき事項）の一部改正【環境創造局環境管理課】	64
△	温室効果ガスの排出の抑制に関する指針の一部改正【環境創造局環境管理課】	65
△	金銭会計事務等の一部の区会計管理者への委任【会計室会計管理課】	74
△	金銭会計事務の一部の現金出納員等への委任【会計室会計管理課】	75

**【達】**

△	フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程【総務局労務課】	76
△	横浜市役所庁内応援規程により横浜市保育所に勤務する再任用短時間勤務保育士の勤務時間に関する規程【こども青少年局保育・教育運営課】	78
△	横浜市危機管理推進会議設置規程及び横浜市防災行政用無線局管理運用規程の一部改正【総務局総務課】	84
△	横浜市事務決裁規程の一部改正【総務局人事課】	85
△	横浜市区役所の職員の勤務時間に関する規程の一部改正【総務局労務課】	86
△	横浜市一般職職員の勤務時間に関する規程の一部改正【総務局労務課】	87
△	横浜市再任用短時間勤務職員の勤務時間に関する規程の一部改正【総務局労務課】	88
△	横浜市保育所職員の勤務時間に関する規程の一部改正【こども青少年局保育・教育運営課】	151
△	横浜市松風学園職員の勤務時間に関する規程の一部改正【健康福祉局職員課】	155
△	横浜市保健所長委任事務に関する決裁規程の一部改正【健康福祉局健康安全課】	157
△	横浜市資源循環局事務所等処務規程の一部改正【資源循環局職員課】	159
△	資源循環局事務所、工場等の職員の勤務時間に関する規程の一部改正【資源循環局職員課】	160

△ 横浜市健康福祉局老人ホーム職員の勤務時間に関する規程の廃止【健康福祉局職員課】	162
【医療局病院経営本部】	
△ 横浜市医療局病院経営本部事務分掌規程の一部を改正する規程【総務課】	163
【教育委員会】	
△ 横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則【職員課】	168
【その他】	
△ 係事務分担の一部改正【総務局人事課】	172
△ 区役所係事務分担の一部改正【総務局人事課】	175
△ 区長委任事務に関する決裁準則の制定についての一部改正について（副市長依命通達）【市民局区連絡調整課】	180
△ 福祉保健センター長委任事務に関する決裁準則の制定についての一部改正について（副市長依命通達）【市民局区連絡調整課】	188
△ 横浜市予算、決算及び金銭会計規則の解釈と運用についての一部改正について（副市長依命通達）【会計室会計管理課】	189
△ 地方公務員災害補償基金横浜市支部業務規程の一部改正【地方公務員災害補償基金横浜市支部】	190

## 横 浜 市 告 示 第 167 号

## 低炭素電気の普及の促進に関する指針

横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年12月横浜市条例第58号。以下「条例」という。）第146条の6の規定により、低炭素電気の普及の促進に関する指針を次のとおり定め、平成31年4月1日から施行する。

平成31年3月29日

横浜市 市長 林 文 子

## 1 総 則

## (1) 目 的

この指針は、条例第146条の6に基づき、低炭素電気の普及の促進に係る措置に関する事項等を定めた計画（以下「低炭素電気普及促進計画」という。）の作成及びその実施状況の報告の方法等について定めるものであり、事業者及び横浜市が相互に連携を図りながら、横浜市に供給される電気の低炭素化と市内で電気を使用する市民及び事業者による低炭素電気の選択を促進することを目的とする。

## (2) 用 語

FIT電気とは、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第2項に規定する再生可能エネルギー電気（小売電気事業者が当該調達した再生可能エネルギー電気について同法第28条第1項の交付金を受けている場合に限る。）をいう。

未利用エネルギーとは、工場等で発生する排熱等のこれまで利用されていなかったエネルギーをいう。

国内認証排出削減量等とは、温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成18年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第2号）第1条第5号に規定する国内認証排出削減量、同条第6号に規定する海外認証排出削減量その他同省令第20条の2及び特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成18年経済産業省令、環境省令第3号）第2条第4項に規定する係数の算出に用いることができる温室効果ガスの削減量をいう。

その他、この指針において使用する用語は、条例及び条例施行規則（平成15年横浜市規則第17号。以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

## 2 特定電気供給事業者であることの確認

小売電気事業者は、市内に電気を供給しているか否かの確認を行うこと。なお、「市内に電気を供給している」とは、市内に位

置する事業所・住宅等に係る電気の販売契約を締結していることをいう。また、特定電気供給事業者に該当しなくなった者は、規則第90条の7に規定する事項を特定電気供給事業者非該当届出書に記載し、市長に届け出ること。

### 3 低炭素電気普及促進計画書兼報告書の作成

特定電気供給事業者は、電気の供給に伴い排出される温室効果ガスの量及び低炭素電気の普及の促進に係る措置等の下記に掲げる事項を記載した低炭素電気普及促進計画書兼報告書（以下「計画書兼報告書」という。）を市長が別に規定する低炭素電気普及促進計画書兼報告書作成マニュアルに基づき作成し、毎年度8月末日までに、低炭素電気普及促進計画書兼報告書提出書を添えて市長に提出すること。

電気の供給に伴い排出される温室効果ガスの量とは、特定電気供給事業者が調達し供給する電気の発電に伴い排出される二酸化炭素の量のことをいう。

#### (1) 特定電気供給事業者の概要

事業者の名称及び代表者の氏名、主たる事業所の所在地、事業の概要等を記載する。

#### (2) 対象年度

計画書兼報告書を提出する年度（以下「提出年度」という。）を記載する。

#### (3) 低炭素電気の普及の促進のための基本方針

電気の供給に伴い排出される二酸化炭素の抑制その他低炭素電気の普及の促進に係る基本的な考え方を記載する。

#### (4) 推進体制

低炭素電気普及促進計画を推進する体制を記載する。

#### (5) 低炭素電気普及促進計画書兼報告書の公表方法

計画書兼報告書の公表の実施の有無と公表する場合、その公表方法を記載する。

#### (6) 電源構成の公表状況

調達した電気の電源構成の公表の実施の有無と公表する場合、その公表方法を記載する。

#### (7) 電気需要者への低炭素電気の普及の促進に係る措置

市内の電気需要者への低炭素電気の普及の促進に係る措置について前年度における取組実績及び提出年度の取組計画等を記載する。

#### (8) 電気の供給に伴い排出される1 kWh当たりの二酸化炭素の量及び抑制計画

提出年度における基礎排出係数及び調整後排出係数の計画値、長期の目標値並びに排出係数の抑制措置のための取組等を記

載する。また、提出年度の前年度及び前々年度の基礎排出係数と、調整後排出係数の実績値並びに前々年度に対する前年度の排出係数の増減理由等を記載する。

なお、基礎排出係数及び調整後排出係数は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号）に基づく、電気事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数の算出並びに公表において用いられる値とすること。

(9) 電気の供給に伴い排出される二酸化炭素の量

提出年度における全国及び市内への電気の供給に伴い排出される二酸化炭素の量の計画値並びに提出年度の前年度及び前々年度の全国及び市内への電気の供給に伴い排出された二酸化炭素の量の実績値等を記載する。

(10) 電気の調達実績

提出年度の前年度及び前々年度における電気の調達量の実績並びに提出年度の前年度及び前々年度の条例第146条の2及び規則第90条の2第2項に規定する再生可能エネルギーを利用した電気について、FIT電気の調達量とそれを除いた再生可能エネルギーを利用した電気の調達量及び未利用エネルギーを利用した電気の調達量等を記載する。

(11) 調整後二酸化炭素排出量の算定に用いた国内認証排出削減量等

提出年度の前年度に特定電気供給事業者が調整後二酸化炭素排出量の算定に用いた国内認証排出削減量等の総量を記載する。

(12) 再生可能エネルギー・未利用エネルギーを利用した電気及び国内認証排出削減量等の調達の促進に係る取組の実施状況及び計画

調整後二酸化炭素排出量を低減させる再生可能エネルギーや未利用エネルギーを利用した電気及び国内認証排出削減量等の調達について、取組実績及び取組計画を記載する。

(13) その他の低炭素電気の普及の促進に係る措置

その他の低炭素電気の普及の促進に寄与する取組等を記載する。

#### 4 公表

(1) 特定電気供給事業者による公表事項

規則第90条の6第3項に規定する特定電気供給事業者が公表する事項は、計画書兼報告書の内容とする。

(2) 市長による公表事項

規則第90条の6第4項に規定する特定電気供給事業者から提出された低炭素電気普及促進計画等について市長が公表する事

項は、計画書兼報告書の内容とする。

## 横浜市告示第168号

夜間における営業に係る騒音の防止に関する指針

横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年12月横浜市条例第58号。以下「条例」という。）第51条の2の規定により、夜間における営業に係る外部騒音の防止に関する指針を次のとおり定め、平成31年4月1日から施行する。

なお、夜間営業に係る外部騒音の防止に関する指針（平成15年3月横浜市告示第93号）は、廃止する。

平成31年3月29日

横浜市長 林 文子

## 1 目的

この指針は、夜間における営業を営む者が、その営業に伴って発生する騒音について、地域における夜間の生活環境を保全するための取組を支援することを目的とする。

## 2 事業者の配慮事項

事業者は、次の事項に配慮するよう努めるものとする。

## (1) 駐車場・駐輪場（客用駐車施設等）の騒音対策

ア 駐車場・駐輪場は、原則として屋内に設置すること。

イ 屋外に駐車場・駐輪場を設置する場合は、次の対応をとること。

(ア) 出入口と走行経路は、周辺の住宅等に影響のない位置や経路に設置すること。

(イ) 段差のない床構造とし、遮音壁の設置等防音対策に努めること。

(ウ) 多層式にあってはスロープの勾配に配慮し、タイヤの走行音を生じにくい床材とし、グレーチングは用いないこと。

## (2) 外部騒音の防止

ア 駐車場・駐輪場に外部騒音の防止等、来客者への注意事項を掲示すること。

イ 駐車場・駐輪場に必要に応じて警備員を配置すること。

## (3) 建物の構造

ア 住宅に面する側は、開口部をなくし、騒音が漏れにくい構造にすること。

イ 出入口等は、周辺の住宅等に騒音による影響を及ぼさない位置にすること。

## (4) 冷却塔・空調用室外機等屋外に設置される施設又は機器の騒音対策

ア 施設又は機器は周辺住宅等から離れた位置に設置すること。

イ 低騒音型の施設又は機器の導入に努めること。

ウ 施設又は機器の周辺への遮音壁の設置、消音器の取付け等防音対策に努めること。

エ 防振架台の設置等、施設又は機器から発生する二次騒音の低減に努めること。

(5) 荷さばき作業の騒音対策

ア 荷さばき作業は、原則として夜間に行わないこと。

イ 荷さばき作業を夜間に行う場合は、次の対応をとること。

(ア) 荷さばき作業を屋内で実施すること。

(イ) 荷さばき作業は、周辺の住宅等に騒音による影響を及ぼさない位置で行うこと。

(ウ) 荷さばき作業場所の床に緩衝機能を有する素材（ゴムマット等）を敷くこと。

(6) その他

ア 屋外スピーカーは、夜間に使用しないこと。

イ 騒音防止に関する従業員教育を日常的に実施すること。

3 問題が生じた場合等の対応

(1) 営業に伴って発生する騒音について問題が生じた場合は、事業者はその解決に向けて誠実に対応すること。

(2) 外部騒音が、別表に規定する公害が生じていると認められる基準を超過する場合は、速やかに改善対策を講じること。

別表 公害が生じていると認められる基準

外部騒音は、騒音を受ける者が居住する住居の外側で測定する。測定結果から得られた任意の1時間における騒音レベル60デシベル以上の騒音について、その騒音レベルの区分とその発生時間（秒）から次式により算出される、騒音レベル60デシベルに相当する騒音の総発生時間が1時間当たり360秒を超えている場合に公害が生じていると認める判断基準とする。

（算出式）

$$N_t = 1 N_1 + 3 N_2 + 10 N_3 + 30 N_4 + 100 N_5 + 300 N_6 + 1000 N_7$$

・  $N_t$  は、騒音レベル60デシベルに相当する騒音の総発生時間（秒）をいう。

・  $N_1 \sim N_7$  は、それぞれの騒音レベルに対応した騒音の発生時間（秒）をいう。

$N_1$  : 60デシベル以上～65デシベル未満

$N_2$  : 65デシベル以上～70デシベル未満

$N_3$  : 70デシベル以上～75デシベル未満

$N_4$  : 75デシベル以上～80デシベル未満



N <sub>5</sub>	:	80	デシベル以上	～	85	デシベル未満
N <sub>6</sub>	:	85	デシベル以上	～	90	デシベル未満
N <sub>7</sub>	:	90	デシベル以上			

横 浜 市 告 示 第 169 号

環 境 へ の 負 荷 の 低 減 に 関 す る 指 針 ( 事 業 所 の 配 慮 す べ き  
事 項 ) の 一 部 改 正

環 境 へ の 負 荷 の 低 減 に 関 す る 指 針 ( 事 業 所 の 配 慮 す べ き 事 項 ) ( 平 成 15 年 3 月 横 浜 市 告 示 第 89 号 ) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 し 、 平 成 31 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

平 成 31 年 3 月 29 日

横 浜 市 長 林 文 子

7 (3) 中 「 敷 地 境 界 」 を 「 敷 地 の 境 界 」 に 改 め る 。

## 横 浜 市 告 示 第 170 号

温室効果ガスの排出の抑制に関する指針の一部改正

温室効果ガスの排出の抑制に関する指針（平成22年3月横浜市告示第110号）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行する。

平成31年3月29日

横 浜 市 長 林 文 子

2 (1) ア中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に、「第2条第1項」を「第2条第2項」に改め、同(3)中「第144条の4第1項」を「第144条の4第1項及び第2項」に、「を積極的に作成し、市長に提出するよう」を「の積極的な作成及び提出並びに実施の状況の報告に」に改める。

3 (3) ア(イ)中「すべて」を「全て」に改め、同イ中「第6条第2項から第7項」を「第6条第2項から第8項」に改める。

3 (4) ア中「イ」を「イ」に改め、「もの。」の次に「）（」を加え、「削減率」を「目標削減率」に改め、「努めること。」の次に次のように加える。

また、排出量には、基礎排出量（基準年度におけるエネルギーの種類ごとの二酸化炭素排出係数（電気事業者から供給された電気の排出係数は基礎排出係数）を継続して使用し、算定した排出量をいう。以下同じ。）と調整後排出量（当該年度におけるエネルギーの種類ごとの二酸化炭素排出係数（電気事業者から供給された電気の排出係数は調整後排出係数）を使用し算定した値から、クレジットを差し引いた排出量をいう。以下同じ。）があり、それぞれについて目標排出量を設定すること。

3 (4) イ中「削減率」を「目標削減率」に、「特定温室効果ガス排出量」を「基礎排出量」に改め、「以下同じ。」及び「上記アに準じて」を削り、「設定すること。」の次に次のように加える。

なお、原単位削減目標の設定は、基準原単位から目標原単位を減じた量を基準原単位で除した値（以下「目標原単位削減率」という。）が正となるよう努めること。

3 (4) イ中「なお」を「また」に、「(3)ア(イ)」を「(3)ア(イ)」に、「統計法第28条及び附則第3条の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める件（平成21年総務省告示第175号）」を「統計法第28条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件（平成25年総務省告示第405号）」に改める。

3 に次のように加える。

(5) 任意提出事業者の扱い

原則として上記(1)から(4)までに準ずること。

4 (2) 中「すべて」を「全て」に、「低公害かつ低燃費な車（別表4備考に規定するものをいう。）」を「次世代自動車（電気自動車、プラグインハイブリッド車、燃料電池自動車をいう。）」に改める。

4 (4) を同 (5) とし、同 (3) を同 (4) とし、同 (2) の次に次のように加える。

(3) 低炭素電気の調達

事業活動において電気を使用する場合、条例第146条の5で定める低炭素電気を積極的に利用するよう努めること。

4 に次のように加える。

(6) 任意提出事業者の扱い

原則として上記(1)から(5)までに準ずること。

5 中「（ただし、平成22年度を計画期間の初年度とする計画においては11月末日とする。）」を削り、同(1)ア(エ)から同(ス)までを次のように改める。

(エ) 公表の方法

(オ) 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標等の状況

(カ) クレジットに関する取組状況

(キ) 設備の新設、更新等の計画

(ク) 次世代自動車の導入状況及び計画

(ケ) 重点対策の実施状況及び計画

5 (1) イ(イ) 中「等を図るための基本方針」を「に係る目標等の状況」に改め、同(ウ)及び(エ)を削る。

5 (2) 中「低公害かつ低燃費な車の導入内訳、」を削り、5 に次のように加える。

(3) 任意提出事業者の扱い

原則として上記(1)及び(2)に準ずること。

6 (3) 中「の内容を記載した地球温暖化対策実施状況報告書（以下「報告書」という。）を」を「に地球温暖化対策実施状況報告書（以下「報告書」という。）に記載し、」に改め、同ア(ウ)から(セ)までを次のように改める。

(ウ) 公表の方法

(エ) 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標等の状況

(オ) クレジットに関する取組状況

(カ) 再生可能エネルギー利用設備の稼働状況

(キ) 次世代自動車の導入状況

(ク) 重点対策の実施状況

(ケ) 自主的な温室効果ガス排出削減対策の実施状況

(コ) その他の地球温暖化を防止する対策の実施状況

6 (3) イ(イ) 中「等を図るための基本方針」を「に係る目標等の状況」に改め、同(ウ)及び(エ)を削る。

6(4)中「低公害かつ低燃費な車の導入内訳」及び同(5)を削り、6に次のように加える。

(5) 任意提出事業者の扱い

原則として上記(1)から(4)までに準ずること。

7(2)中「規則第89条第9項に規定する地球温暖化対策事業者」を「規則第89条第9項及び第89条の4に規定する地球温暖化対策事業者及び任意提出事業者」に改め、同(3)を削る。

8(1)中「第144条の2第1項」を「第144条の2第1項及び第144条の4第3項」に改め、同(2)ア(イ)中「実施状況」の次に「及び計画」を加え、同イ(イ)から(キ)までを次のように改める。

(イ) 再生可能エネルギー利用設備の稼働状況

(ウ) 次世代自動車の導入状況

(エ) 重点対策の実施状況

(オ) 自主的な温室効果ガス排出削減対策の実施状況

(カ) その他の地球温暖化を防止する対策の実施状況

8(3)中「もとに、」の次に「極めて優良(以下「AA」という。)、」を加え、同ア(ア)及び(イ)を次のように改める。

(ア) 削減目標の設定状況

a から c までの評価は、基礎排出量及び調整後排出量のそれぞれについて行う。

a 目標削減率が正となる場合には、「A」とする。

b 上記 a の基準を満たすうち、極めて優良と認められる場合には、「AA」とする。

c 上記 a から b までの基準に満たない場合には、「-」とする。

d 目標原単位削減率が正となる場合には、「A(原単位)」とする。

e 上記 d の基準に満たない場合には、「-」とする。

(イ) 重点対策の実施状況及び計画

a 該当する全ての重点対策において、対策状況が設定済、整備済、実施済又は計画期間内に取組予定があるとしている場合には、「A」とする。

b 上記 a の基準に満たない場合には、「-」とする。

8(3)イ(ア)から同(キ)までを次のように改める。

(ア) 削減目標の達成状況

a から d までの評価は、基礎排出量及び調整後排出量のそれぞれについて行う。

a 目標年度の削減率(基準排出量から当該年度の排出量を減じた量を基準排出量で除した値をいう。以下同じ。)又は3年間の削減率の平均値が目標削減率を上回る又は等しい場合

には、「A」とする。（この項目の評価対象は、上記ア(ア)の評価が「AA」又は「A」となった事業者に限る。）

b 上記 a の基準を満たすうち、極めて優良と認められる場合には、「AA」とする。

c 上記 a から b までの基準に満たない場合で、かつ、目標年度の削減率又は3年間の削減率の平均値が正の場合には、「B」とする。

d 上記 a から c までの基準に満たない場合には、「-」とする。

e 目標年度の原因単位削減率（基準原因単位から当該年度の排出原因単位を減じた量を基準原因単位で除した値をいう。以下同じ。）が目標原因単位削減率を上回る又は等しい場合には、「A（原因単位）」とする。（この項目の評価対象は、上記ア(ア)の評価が「A（原因単位）」となった事業者に限る。）

f 上記 d の基準に満たない場合で、かつ、目標年度の原因単位削減率が正の場合には、「B（原因単位）」とする。

g 上記 e から f までの基準に満たない場合には、「-」とする。

(イ) 再生可能エネルギー利用設備の稼働状況

a 太陽熱利用設備及び太陽光発電設備などの再生可能エネルギー利用設備を導入している場合であって、優良と認められる場合には、「A」とする。

b 上記 a の基準に満たない場合には、「-」とする。

(ウ) 次世代自動車の導入状況

a 次世代自動車を導入している場合であって、優良と認められる場合には、「A」とする。

b 上記 a の基準に満たない場合には、「-」とする。

(エ) 重点対策の実施状況

a 該当する全ての重点対策における対策状況が設定済、整備済又は実施済の場合には、「A」とする。

b 上記 a の基準に満たない場合で、該当する重点対策における対策状況の項目数の80%が設定済、整備済又は実施済かつ、残りが一部設定済、一部整備済又は一部実施済の場合には、「B」とする。

c 上記 a から b までの基準に満たない場合には、「-」とする。

(オ) 自主的な温室効果ガス排出削減対策の実施状況

a 自主的な温室効果ガス排出削減対策の実施状況が優良と認められる場合には、「A」とする。

b 上記 a の基準に満たない場合には、「-」とする。

(カ) その他の地球温暖化を防止する対策の取組状況

a 本指針4(5)に規定する対策を実施している場合であって、市が実施する地球温暖化を防止する対策に関する施策との連携や、他の事業者の模範となる対策を実施するなど、優良と認められる場合には、「A」とする。

b 上記aの基準に満たない場合には、「-」とする。

8(4)中「地球温暖化対策事業者」の次に「及び任意提出事業者」を加え、同(5)中「第144条の2第3項」を「第144条の2第3項及び第144条の4第3項」に改め、「評価結果が」の次に「「AA」又は」を、「地球温暖化対策事業者」の次に「及び任意提出事業者」を加え、同(6)を削る。

9中「第144条の2第4項の」を「第144条の2第4項及び第144条の4第3項」に、「「A」となった地球温暖化対策事業者、若しくは目標対策及び事業者の発意による対策の効果が優良と認められる事業者」を「「AA」又は「A」となった地球温暖化対策事業者及び任意提出事業者、又は自主的な温室効果ガス排出削減対策の効果が優良と認められる地球温暖化対策事業者及び任意提出事業者」に改める。

10(2)中「目標年度の」を削る。

11中「地球温暖化対策事業者」の次に「及び任意提出事業者」を加え、「なお、任意提出事業者に対する扱いも同様とする。」を削る。

12中「地球温暖化対策事業者」の次に「及び任意提出事業者」を加え、「なお、任意提出事業者に対する扱いも同様とする。」を削る。

別表1中「一般電気事業者」を「電気事業者」に改め、同表備考中「「一般」を「」に、「一般電気事業者から」を「一般電気事業者、送電事業者及び特定送配電事業者が維持し、及び運用する電線路を介して」に改める。

別表3を次のように改める。

別表3 重点対策

対 象	番 号	名 称	実 施 の 判 断 基 準
第1号 及び第2号該 当事業者	1	推進体制の 整備	① 本社等が中心となり、支店等と連携して、地球温暖化対策を推進する管理体制を整備している。 ② ①の体制に基づき、定期的に地球温暖化対策に関する計画立案、進捗確認等の会議等を実施している。

2	エネルギー使用量の把握	<p>① エネルギー種類別（電力、ガス、蒸気、圧縮空気等）の使用量の記録、保管等についての管理基準を設定している。</p> <p>② ①の情報を元に、現状把握、過去との比較検証を実施している。</p>
3	事務用機器の管理	<p>① 事務用機器（パーソナルコンピュータ、プリンタ、コピー機、ファクシミリ等）の待機電力削減の取組、省エネモード設定等についての管理基準を設定している。</p> <p>② 管理基準に基づいた運用を実施している。</p>
4	受変電設備の力率の管理	<p>① 受電端における力率は、95パーセント以上とすることを基準として進相コンデンサ等を制御するように管理基準を設定している。</p> <p>② 管理基準に基づいた運用を実施している。</p>
5	照明設備の管理	<p>① 事業活動に適した点灯時間、点灯エリア、照度等についての管理基準を設定している。</p> <p>② 管理基準に基づいた運用を実施している。</p>
6	空調設備の管理	<p>① 空調を施す区画を限定し、外気条件変動等に応じた設備の運転時間、室温、湿度等についての管理基準を設定している。</p> <p>② 管理基準に基づいた運用を実施している。</p>
7	空調用冷凍機の管理	<p>① 外気条件変動等に応じた冷却水温度や圧力等についての管理基準を設定している。</p> <p>② 管理基準に基づいた運用を</p>



		実施している。
8	換気設備の管理	① 換気を施す区画を限定し、外気条件変動等に応じた換気量、運転時間等についての管理基準を設定している。 ② 管理基準に基づいた運用を実施している。
9	フィルターの清掃	① 空調設備、換気設備のフィルターの点検、清掃についての管理基準を設定している。 ② 管理基準に基づいた運用を実施している。
10	ボイラーの管理	① 過剰な蒸気の供給及び燃料の供給をなくし適正に運転するため、蒸気の圧力、温度及び運転時間についての管理基準を設定している。 ② 管理基準に基づいた運用を実施している。
11	蒸気配管等の管理	① ボイラー設備の配管、バルブ等の保温及び断熱の維持、蒸気の漏えい、詰まりの防止等についての管理基準を設定している。 ② 管理基準に基づいた運用を実施している。
12	燃焼設備の空気比管理	① 燃焼設備及び使用する燃料の種類に応じて、排出ガスにおける空気比の値が基準空気比以下になるような、空気比についての管理基準を設定している。 ② 管理基準に基づいた運用を実施している。
13	ポンプ、ファン、ブローワー及びコンプレッサの負荷に応じた運転管	① 使用端圧力及び吐出量を把握し、負荷に応じた運転台数制御、回転数制御等についての管理基準を設定している。 ② 管理基準に基づいた運用を実施している。

第3号 該当事業 者	14	推進体制の整備	<p>① 本社等が中心となり、支店等と連携して、地球温暖化対策を推進する管理体制を整備している。</p> <p>② ①の体制に基づき、定期的に地球温暖化対策に関する計画立案、進捗確認等の会議等を実施している。</p>
	15	自動車の適正な使用管理	<p>① 目的地までの燃料消費量、所要時間等を考慮した効率的な走行ルート等の情報を運転者に伝える仕組みを整備している。</p> <p>② ①の仕組みを活用した運用を実施している。</p>
	16	エネルギー使用量等に関するデータの管理	<p>① 自動車ごとの走行距離、エネルギー消費量等のデータの定期的な記録等についての管理基準を設定している。</p> <p>② ①の情報を活用した運用を実施している。</p>
	17	エコドライブ推進体制の整備	<p>① エコドライブ推進に関する責任者を設置し、エコドライブの実施及びエコドライブ講習等についての管理基準を設定している。</p> <p>② 管理基準に基づいた運用を実施している。</p>
	18	自動車の適正な維持管理	<p>① 日常の点検・整備に係る責任者を設置し、点検、整備及び点検・整備に必要な知識や技術を習得するための研修等についての管理基準を設定している。</p> <p>② 管理基準に基づいた運用を実施している。</p>

備考

- 1 番号12の基準空気比とは、工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（平成

21年経済産業省告示第66号)の別表第1(A)に規定するものをいう。

別表4を削る。

別紙を削る。

附則を次のように改める。

附 則

(施行期日)

この指針は、平成31年4月1日から施行する。ただし、この指針の施行の際現に計画期間の過程にある事業者については、計画期間が終了するまでの間は原則として、なお従前の例による。